

第10 核兵器廃絶に向けて

1 唯一の被爆国としての取組みと国際社会の動き

核兵器の使用や実験は、人類の生存そのものを脅かす究極的な非人道的行為であり、国際法に違反することは明らかである。我が国は、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の戦争被爆国であり、国民の核兵器廃絶に対する希求は大なるものがある。

他方で、我が国は、日米同盟によるアメリカの核の傘に守られているとの認識から、既存の核保有国の核抑止力による均衡の保持を支持しており、核拡散防止条約（NPT）には賛成の立場をとっている。

国際社会は、1995（平成7）年に核拡散防止条約の無期限延長を決め、1996（平成8）年に包括的核実験禁止条約（CTBT）を成立させている。

2 核兵器自体の削減の動き

さらに、2009（平成21）年4月5日に、アメリカのオバマ大統領は、核兵器を使用した唯一の国として行動する道義的責任に言及し、核兵器のない世界を追求することを世界に呼びかけた。このオバマ演説は、これまで国連総会での核兵器廃絶決議に反対し続けてきたアメリカの核政策の転換として世界の注目を集めた（同年のノーベル平和賞は、この功績を評価してオバマ大統領に与えられた）。

同年7月には先進国首脳会議（G8）が「核兵器のない世界のための状況をつくる」ことで合意し、同年9月には、安全保障理事会の首脳会合で「核兵器のない世界に向けた条件を構築する決意」を盛り込んだ決議1887号を採択した。

また、2010（平成22）年5月に開催されたNPT（核拡散防止条約）再検討会議においては、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用などについて、将来に向けた6項目の具体的な行動計画を含む最終文書が全会一致で採択された。特に、最終文書が、「すべての国が『核兵器のない世界』の達成を目標とし、その目標と完全に一致する政策を追求することを約束する」としたこと、核兵器保有国に対して核軍縮の履行状況等について2014（平成26）年の準備委員会に報告するよう求めたことは、「核兵器のない世界」に向けての重要な一歩である。

このように、核兵器の廃絶を求める動きは、今まさに世界の潮流となりつつある。

2013（平成25）年10月21日、国連総会第一委員会でニュージーランド政府が125ヶ国連名の「核兵器の人道上の結末に関する共同声明」を発表し、我が国は声明に今回、署名した。前回4月のジュネーブのNPT会議で署名を拒否したときの理由とされた「いかなる状況においても核兵器が再び使用されないこと」という表現は今回も残っていたが、署名したものである。

国内においても、衆議院では2009（平成21）年6月16日に、参議院では同月17日に、我が国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務があり、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきであるとする「核廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」がなされた。

3 核の廃絶と核抑止力神話

我が国は、国連総会において、23年間連続して核兵器の廃絶を求める決議案を提出し、圧倒的多数の賛同のもとに採択されている（これは拘束力のない決議にとどまる）。

ところが、我が国は、国連総会第一委員会による核兵器禁止条約案（法的拘束力のある決議案）の採決にあたって、2015（平成27）年には棄権したが、2016（平成28）年の新たな案については、アメリカが9項目にわたる問題があるとしてNATO諸国や日本に反対するよう求め、反対票を投じるに至った。

2017（平成29）年7月7日には、この核兵器禁止条約が正式な条約として国連総会に提出され、賛成122、反対1、棄権1という圧倒的な多数で採択された。しかし、核保有国は参加せず、米・英・仏の3各国は、核抑止力の現実的な意義を無視しているとする意見を表明した。我が国は、既存の核保有国の核抑止力による均衡の保持を支持する立場から、反対票を投じたが、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶を求める姿勢との関係では、一貫しない対応となった。

続いて同年10月28日、我が国は、24回目の核兵器廃絶決議案を国連総会において提案したが、賛成国が前年よりも23か国減少した。これは、決議案の文言が、昨年までの「核兵器のあらゆる使用」から「あらゆる」を削除したこと、「核兵器の完全な廃絶」から「核不拡散条約の完全履行」と改めたことや、本年7月7日に採択された核兵器禁止条約に我が国が反対したことなどに対する批判の意味合いが認められるであろう。

我が国は、先に述べた通り、日米同盟によるアメリカの核の傘に守られているとの認識から、既存の核保有国の核抑止力による均衡の保持を支持する立場に立って、この条約に反対しているが、唯一の被爆国である我が国にとって、核兵器の根絶と核抑止力への依存という現実的なジレンマをいかに克服してゆくかが問われよう。

同じく2017（平成29）年10月には、核兵器の廃絶の努力を続けてきた国際団体「ICAN」にノーベル平和賞が授与された。同年12月10日の受賞式におけるサーロー節子さんの演説は、多くの人々の心を打った。原爆投下によって瓦礫の中に埋もれた彼女の耳に聞こえた「諦めるな。あの隙間から光が差すのが見えるか。あそこまでできるだけ速くはっていくんだ」という言葉は、矛盾を抱えつつも、核兵器廃絶に向けて座視せず努力していく者を導くものである。

2019（令和元）年の国連における我が国の対応も、ここ数年の立場を踏襲するものであり、「唯一の被爆国として、核保有国と非保有国の橋渡しする役目を果たす」などと説明しているが、ICANからは、厳しく非難されている。

そして、2019（令和元）年11月下旬に、フランシスコ教皇が、ローマ教皇として39年ぶりに

来日した。教皇は、長崎の被爆地の少年を写した「焼き場に立つ少年」の写真に心を打たれ、これを自らのメッセージカードとして用いるほどに、核兵器に対する強い反対の立場を表明している。そして、長崎・広島を歴訪した後、「声を発しても耳を貸してもらえない人々の声になりたい」としたうえで、「戦争のために原子力を使用することは、犯罪以外の何ものでも（ない）」と断言し、続いて、核兵器を保有すること自体が「倫理に反（する）」とした。さらに、核抑止力論に対しても、「紛争の正当な解決策として、核戦争の脅威で威嚇することに頼りながら、どうして平和を促すことができるでしょうか」と厳しく批判している。

唯一の戦争被爆国である我が国が、徹底した核廃絶にむけた姿勢を示すことができるか否かを、今まさに世界から問われていると言わねばならない。

4 弁護士会の取り組み

東京弁護士会は、2019（令和元）年8月6日の広島原爆忌に合わせて、会長談話において、唯一の戦争被爆国である我が国が核兵器禁止条約に加盟する必要性を強く指摘したうえで、核の傘に頼らない平和を外交的努力によって実現すべきことを訴えている。

日弁連は、前記のような世界における核廃絶を求める動きに対して、2010（平成22）年10月8日に盛岡市で開催した第51回人権擁護大会において、日本政府に対し、「非核三原則」を法制化すること、北東アジアを非核地帯とするための努力をすること、さらに我が国が先頭に立って核兵器禁止条約の締結を世界に呼びかけることを求めた。日弁連も、核兵器が廃絶される日が一日も早く実現するよう国内外に原爆被害の深刻さを訴えるとともに、法律家団体として、非核三原則を堅持するための法案を提案し、広く国民的議論を呼びかけるなど、今後ともたゆむことなく努力することを決意することを内容とする「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」をした。

我々は、この宣言を実現するために、今後とも一層の努力を行っていかねばならない。